

令和 7 （2025） 年度 事業報告書

社会福祉法人はあとの会

1、組織運営について

令和7年度事業計画書前文より、事業計画策定にあたって、「組織体制を見直し、制度の改変や社会の変容に柔軟に対応できる強固な組織を築いていく必要がある」とし、経営基盤の維持、地域貢献活動の推進、透明性確保のための情報発信、人材の確保と定着の強化などの課題を挙げた上で、はじめての一年は基盤づくりに全力を注ぐ、ということを重点目標として掲げていた。令和7年度においては、その「基盤づくり」を重要視し、組織運営を進めてきた。

・監事監査および理事会・評議員会の開催状況

理事会を計7回開催し、議案27件について審議し、うち25件について議決を得た。監事監査および理事会、評議員会の開催状況については以下のとおり。

(1) 監事監査の実施内容について

2025年5月1日に特定理事（森岡）から特定監事（新實、伊藤）2名に

①令和6年度事業報告書 ②計算関係書類及び財産目録 ①②を提出

【監査結果】2025年5月22日に両監事より報告を受ける

1、事業報告等の監査結果

①事業報告書及びその附属明細書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認められた。

②理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかった。

2、計算関係書類及び財産目録の監査結果

・計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認められた。

(2) 理事会の開催状況およびその内容

	開催日時 場所	内容	出席した役員 の人数	備考
第1回	令和7年5月29日 (土)13:00～15:00 はあとHome内ショ ートステイはあとの 会りビング	報告事項 理事長の職務執行状況報告 議案 第1号議案 令和6(2024)年度事業報告及 び監査報告の承認について 第2号議案	理事6名 (欠席者0名) 監事2名 (欠席者0名)	(補足説明) 戸嶋顧問税理士

		令和 6 (2024) 年度計算関係書類及び財産目録の承認及び監査報告について 第 3 号議案 令和 6 (2024) 年度定時評議員会の開催について		
第 2 回	令和 7 年 6 月 14 日 (土)11:15~12:00 京都市障がい者スポーツセンター第 2 会議室	議案 第 1 号議案 理事長選任の件	理事 5 名 (欠席者 1 名) 監事 2 名 (欠席者 0 名)	・新理事長として森岡和彦が選任される
第 3 回	令和 7 年 7 月 9 日 (水)10:00~10:20 デイサービスはあとの会内 2F 事務室	議案 第 1 号議案 寄付金の募集についての件	理事 4 名 (欠席者 2 名) 監事 1 名 (欠席者 1 名)	
第 4 回	令和 7 年 8 月 23 日 (土)13:00 ~ 14:45 はあと Home 内 ショートステイ はあとの会リビング	報告事項 理事長の職務執行状況報告 議案 第2号議案 文書保存規程承認の件 第1号議案 情報公開規程承認の件 第 3 号議案 新規事業設立委員会設置についての件	理事 6 名 (欠席者 0 名) 監事 2 名 (欠席者 0 名)	(補足説明) 戸嶋顧問税理士 ・第 1 号議案と第 2 号議案を前後した。第 1 号議案については内容がまとまらず、持ち越しとなった
第 5 回	令和 7 年 11 月 22 日 (土)13:00 ~15:00 はあと Home 内 ショートステイ はあとの会リビング	報告事項 理事長の職務執行状況報告 議案 第1号議案 情報公開規程承認の件 第2号議案 苦情対応規程承認の件 第 3 号議案 第 2 グループホーム建設候補地京都市左京区田中西春菜町 1 5 番 8 の土地取得の件	理事 5 名 (欠席者 1 名) 監事 2 名 (欠席者 0 名)	(補足説明) 戸嶋顧問税理士 ・第 7 号議案についてはすぐに開催する必要性がないと判断され、否決となった

		第4号議案 福祉医療機構による融資貸付の利用について 第5号議案 融資決定までの期間にかかる手数料についての件 第6号議案 補助金の活用による建物の取得についての件 第7号議案 評議員開催の件		
第6回	令和7年11月28日（金）12:30～13:30 はあとHome内ショートステイはあとの会リビング	議案 第1号議案 土地購入先の承認及び京都市左京区田中西春菜町15番8の土地取得に係る費用についての件	理事5名 （欠席者1名） 監事2名 （欠席者0名）	
第7回	令和8年2月28日（土）13:00～15:45 はあとHome内ショートステイはあとの会リビング	報告事項 理事長の職務執行状況報告 議案 第1号議案 令和7年度 補正予算書承認の件 第2号議案 処遇改善手当の追加支給についての件 第3号議案 定款細則 改訂案承認の件 第4号議案 経理規程 改訂案承認の件 第5号議案 給与規程 改訂案承認の件 第6号議案 就業規則 改訂案承認の件 第7号議案 パートタイマー就業規則 改	理事6名 （欠席者0名） 監事1名 （欠席者1名）	（補足説明） 戸嶋顧問税理士

		訂案承認の件 第 8 号議案 登録ヘルパー就業規則 改訂 案承認の件 第 9 号議案 福祉医療機構 融資申込みについて の件 第 1 0 号議案 令和 8 年度 事業計画書（案） 承認の件 第 1 1 号議案 令和 8 年度 予算承認の件		
--	--	--	--	--

（３）評議員会の開催状況およびその内容

	開催日時 場所	内容	出席した役員 の人数	備考
第 1 回	令和 7 年 6 月 14 日（土）10:00～ 11:15 京都市障がい者 スポーツセンタ ー第 2 会議室	報告事項 令和 6（2024）年度事業報告 議案 第 1 号議案 令和 6（2024）年度計算書類及 び財産目録の承認の件	評議員 6 名 （欠席者 1 名） 理事 5 名 （欠席者 1 名） 監事 2 名 （欠席者 0 名）	（補足説明） 戸嶋顧問税理士

・諸規定の作成と改訂

第 4 回理事会にて、文書保存規程を、第 5 回理事会にて、情報公開規程、苦情対応規程をそれぞれ承認した。苦情解決体制においては、第三者委員会の設置ができていなかったため、第三者委員を任命し、各委員よりその就任の承諾を得た。また、その体制と相談窓口については広く周知している。第 7 回理事会においては、次年度に向け、改訂が必要である各規程を議案に挙げ、承認を得、次年度の組織運営に備えた。

・理事長の変更登記

2025 年 6 月 14 日（土）に開催された、令和 6（2024）年度 第 1 回評議員会にて前理事長 青木郁夫より辞任届が提出されたため、同日に開催された、令和 7（2025）年度 第 2 回理事会にて、新理事長を互選により選任。選任された森岡和彦が理事長就任を承諾したため、理事長の変更登記の手続きに入った。登記は 2025 年 6 月 19 日に完了している。京都市への「理事長変更届」は 2025 年 6 月 30 日に提出。京都信用金庫及びゆうちょ銀行の銀行口

座をはじめとする各種名義変更の手続きを済ませる。法人内の組織編成においては、組織図を新たにし、会計責任者をはじめとする、経理規程にかかる職務分掌の再編を実施した。

・行政指導監査とその結果

2025 年 10 月 15 日、京都市監査指導課より、指導監査を受ける。今回の監査では、2025 年 2 月 17 日の設立より、年度途中までの状況を確認されたため、会計についても大きな動きはなく、口頭での指摘のみとなった。

・税額控除法人認可へ向けた取り組み

社会福祉法人の事業運営において、寄附は重要な資金源となり得るため、その寄附の恩恵を最大限受けるためにも、税額控除法人の認可を目指すことを目的とし、2025 年 7 月 9 日に開催した第 3 回理事会にて、法人として広く寄附を募ることについて決議をした。7 月から 8 月にかけて、関係各位へ寄附の協力の呼びかけをおこない、10 月には職員や利用者、利用者保護者に対しても寄附の協力の呼びかけた。その結果、多くの方々より支援を賜り、年度末までに税額控除法人の認定のラインとなる「120 名からの寄附」を達成することができた。

・福祉医療機構退職金共済への加入

社会福祉法人の認可を受けたことにより加入できるようになった福祉医療機構の退職金共済制度だが、特定非営利活動法人時に加入していた、退職金共済より好待遇で退職金の支給が受けられるため、既に昨年度 3 月に加入申込を済ませていた。2025 年 7 月 17 日に作成された共済の契約証書が届き、2025 年 4 月 1 日より有効であるということが確認された。これにより、職員退職金の待遇が向上し、支給対象についても、正職員のみであったのが、一部の非常勤職員も対象となった。

・補助金・助成金の申請状況

- ・令和 7 年度重度障害者等利用事業所補助金…申請済み。下半期分支給待ち。
- ・令和 7 年度福祉・介護職員処遇改善加算…申請済み。毎月支給されている。
- ・令和 7 年度障害福祉施設職員処遇改善等推進事業費補助金…申請、支給済み。
- ・令和 7 年度京都市障害福祉施設等に対する物価高騰対策支援金…申請済み、支給待ち。
- ・共同募金会…デイサービスの車両入替のため申請。審査中。
- ・日本財団…デイサービスの車両入替のため申請。落選となる。
- ・人材開発助成金…正職員 2 名分申請。支給済み。
- ・強度行動障害児者支援事業補助金…申請、支給済み。
- ・特定求職者雇用開発助成金…正職員 2 名分申請。1 名分の第 1 期分のみ支給済み。

・特定非営利活動法人障がい者はあとの会からの資産の贈与と清算終了登記

2025 年 4 月 14 日に、「特定非営利活動法人障がい者はあとの会」から「社会福祉法人はあとの会」へ、基本財産およびその他の財産の贈与が行われ、4 月 25 日に、京都市へ贈与財産移転報告書を提出した。5 月 9 日付けで京都市より移転報告書の受理通知が届く。デイサービスはあとの会と、はあと Home の土地に関しては、7 月 16 日に不動産取得に関する申告書を提出している。

2025 年 10 月 24 日には、社会福祉法人はあとの会 理事長森岡和彦と、特定非営利活動法人障がい者はあとの会 清算人西村三代との間で 2 回目の贈与契約を結び、残りの財産を社会福祉法人はあとの会へ贈与した。これをもって、すべての財産が社会福祉法人はあとの会へ移ったことになる。資産の贈与が完了したことで、清算終了が可能となったため、10 月 31 日に特定非営利活動法人障がい者はあとの会の清算終了をおこない、清算終了登記をした。それにより特定非営利活動法人障がい者はあとの会は消滅し、2006 年より 20 年間続いた活動の幕を閉じた。

2，外部事業者との契約

※今年度新たに結んだ契約のみ記載

法人本部

- ・オンライン研修受講契約・・・ジョブメドレーアカデミー
- ・オンライン会議アプリ…Microsoft Teams
- ・議事録録音・作成アプリ…クラウドノート
- ・たんぽぽ製作委託契約…早風美樹氏

デイサービスはあとの会

- ・車両保険・・・トヨペット岡崎店
- ・レンタカー会員契約・・・トヨタレンタリース

3，第 2 グループホーム設立のための諸準備

第 2 グループホーム設立については、法人設立時に作成された「令和 7 年度事業計画書」にも記載されており、これまでも法人化に向けた行政とのやり取りの中でも第 2 グループホーム設立の意志を伝えてきた。当法人でもグループホーム事業に対するニーズは高く、この課題に法人が向き合い、積極的に取り組んでいくことで、利用者が抱える将来的な課題の解消につながればとその設立に向け準備を進めてきた。

〈事業スケジュール〉

令和 7 年 8 月 新規事業設立委員会発足

10 月 第一回新規事業設立委員会開催

11 月 第二回新規事業（第 2 グループホーム）設立委員会開催

- 12月 職員向け新規事業説明会開催
社会福祉法人あけぼの学園 施設見学
- 令和8年 1月 第2グループホーム事業計画説明会（役員及び保護者対象）
福祉医療機構 融資相談会
- 《これからの予定》（仮）
- 4月 福祉医療機構 融資申込み
設計事務所契約
- 5月 融資決定後土地の契約・購入
他施設見学等
第三回第2グループホーム設立委員会開催
（施設設備、施設名称など確認）
- 6月 京都市障害福祉施設施設整備費 補助金申請
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 事前相談
建築確認（バリアフリー条例適応含む）
- 12月～新ホーム職員確保に向けた活動
- 令和9年 6月 補助金支給の有無が確定
入札の実施
建物建築契約
住民説明会
- 9月 事業指定申請
- 11月 建物完成
消防署届出
内覧会
- 12月 事業指定 ～事業の開始

4、令和8年度 社会福祉法人はあとの会事業計画書

1. 法人理念・基本方針・職務行動規範

[法人理念]

進め！はあとの会
＜共生社会の実現と不断の成長＞

[基本方針]

利用者主体の生活と活動の場を作ると共に、地域社会の福祉の向上に貢献する

1. まもる : 命と人権、個人の尊厳を守ります
2. つくる : 日々の暮らし、一生のしあわせをつくります
3. つながる : 縦に（成長）、横に（社会）つながりを広げます

[職務行動規範]

1. 生命の尊厳

利用者の生命を尊重し、安全で快適な通所生活ができるように、健康管理に留意し、細心の注意を払う。また、そのために必要な知識・介護技術を身につけるとともに、環境整備にも配慮する。

2. 人権の擁護

利用者に対していかなる理由によっても差別せず、権威的にならず、暴力、暴言は行わない。また、他からのいかなる人権侵害も許さず、利用者の人権を守るために毅然と対応する。

3. 利用者本位の援助サービス

援助者・支援者としての意識を持ち、利用者本位の援助サービスに努める。また利用者に積極的に情報を提供し自らが選択、決定したことを尊重し、行動できるように誠実に対応する。

4. 個人の尊厳

利用者一人一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊び、エンパワメントの姿勢を忘れずに利用者が安心と誇りを持って地域生活を送れるように努める。

5. プライバシーの保護

利用者のプライバシーの権利を保護するために、個人に関する情報の秘密を守り、これを他者と共有する場合については、適切な判断のもと対応する。

6. 地域社会への参加と交流

利用者が共生社会の対等な構成員として、自己選択と自己決定の下に、地域社会の活動に参加、参画し、社会の一員としてその責任を分担し、自己実現できるよう意識して支援する。更に、社会資源としての責務を担い、地域交流を図り、他施設・関係機関との交流を深めていく。

7. 支援サービスの点検

サービスに関する不服、苦情を受け付け処理する、苦情解決の仕組みを設ける。更に、自己評価制度や利用者満足度の取り組み、第三者評価によるサービスの点検や評価を受け、利用者の権利擁護及び事業所運営の適正化を図る。

8. 職員間のチームワーク

日々の業務が職員相互のチームワークによって成り立っていることを十分に自覚

し、常に良好な協力関係を大切にして職務に従事する。

2. 実施事業の概要、利用定員

〔生活介護事業〕 デイサービスはあとの会： 定員 20 名

〔短期入所事業〕 ショートステイはあとの会： 定員 2 名

〔共同生活援助事業〕 はあと Home： 定員 8 名

〔居宅介護、移動支援事業〕 ヘルパーステーションはあとの会： 契約者 55 名

〔特定相談支援事業〕 相談支援はあとの会： 契約者 20 名

3. 職員定数・組織体制

〔法人役員〕 理事 6 人、監事 2 人、評議員 7 人、評議員選任解任委員 3 人

※別紙 役員名簿

〔職員体制〕 60 人

※別紙 組織体制図

〔設置委員会〕

虐待防止・身体拘束適正化委員会

感染症対策委員会 （3 ヶ月に 1 回委員会の開催 研修年 2 回以上）

交流活動委員会（今年度より発足）

人材開発委員会（今年度より発足）

4. 事業運営の基本計画

〔1〕 第 2 グループホームの事業開始に向けた取組み

- ・ 第 2 グループホーム建設に向けた準備を進める
- ・ 社会福祉施設等設整備費補助金の申請
- ・ グループホーム建設のための土地の購入
- ・ 京都市保健福祉推進室への事前相談
- ・ 設計業者との契約
- ・ 第 2 グループホーム設立委員会の開催
- ・ 他施設の見学

〔2〕 健全経営・透明性の高い組織運営

- ・ 監査指導結果等、情報開示の必要性のある情報の速やかな公開
- ・ 規程、既存のマニュアルの整備、作成および周知
- ・ 自己点検表や内部チェック等による事業運営状況の把握と確認
- ・ 理事会、評議員会の定期開催
- ・ 第三者評価の受診（2 年～3 年ごとを目安に受診）

- ・法人ホームページによる情報発信
- ・法令遵守の徹底
- ・機関誌たんぼぼの発行
- ・ワムネット情報公開システムによる経営状況の開示と最新情報への更新
- ・ご利用者、家族、職員、地域、関係機関の声を聴くまたその機会をつくる
- ・法人パンフレットの作成

〔3〕組織体制の強化

- ・業務内容の違いを超えた、各部門一体となる事業運営体制の構築
- ・理事会から施設長、管理者会議、各部門へと指揮命令系統の確立
- ・法人全体研修の実施・理念の再確認と浸透
- ・報連相の徹底
- ・LINEworks を活用した迅速な情報伝達

〔4〕サービス向上のための取組み

- ・利用者保護者へのアンケートの実施
- ・所内研修・O J T・外部研修の受講による支援スキルの向上
- ・保護者会の定期開催による意見聴取
- ・他部門での実地研修の実施
- ・定期的なモニタリングの実施と現状の共有
- ・個別支援計画の共有と計画書に沿った支援の提供
- ・業務の効率化
- ・職員間の支援内容の統一と連携の強化

〔5〕職員処遇改善・労働環境改善に向けた取組み

- ・組織活性化プログラムアンケートの活用
- ・ランク型賃金表の改定、新たな支援専門職の等級の導入などの検討
- ・新しい休暇制度導入の検討
- ・有給取得の推進・労働時間縮減の推進

〔6〕人材確保・育成に向けた取り組み

- ・人事評価制度の見直し
- ・人材開発委員会設置による人材育成の基盤構築と採用活動の強化
- ・新規採用者（非常勤含む）へのオリエンテーション研修の実施
- ・資格取得支援の強化
- ・勤続年数による表彰制度の導入の検討

〔 7 〕 事業の安定経営に向けた取組み

- ・ 令和 9 年度の報酬改定に向けた情報収集とその対応準備
令和 8 年度の処遇改善加算改定率は 1. 8 4 % とされている
- ・ 常に予算を意識し、無駄な経費の削減に努める
- ・ 空きがある事業の利用定員を埋める

〔 8 〕 地域交流事業の推進

- ・ 交流活動委員会の活動推進
- ・ 地域の年間行事や奉仕活動のスケジュールを把握し、積極的に参加する
- ・ グループホーム地域連携会議の開催
- ・ ミニフリマの継続開催
- ・ 他法人、他福祉施設との交流、合同企画
- ・ 見学者・実習生・ボランティアの受入れ
- ・ 近隣の小中学校との交流、支援学校との繋がりをつくる
- ・ 見学者・チャレンジ体験の受入れ等、福祉の仕事を広く社会へ知ってもらうための取組みの実施

5. 安全・衛生管理

- ・ ご利用者の健康状態の維持
嘱託医による定期的な健康相談の実施
看護師による健康チェック
- ・ 職員の健康増進と健康状態の把握、安全管理
職員健康診断の実施（5 月夜勤者のみ・1 1 月～職員全体）
ストレスチェックの実施
メンタルヘルス相談室などの案内周知
腰痛予防にかかる研修の実施、外部研修の受講
- ・ 事業所と家庭、医療機関との連携・情報共有
- ・ ヒヤリハット・事故報告書の共有による再発防止
- ・ インフルエンザ予防接種
- ・ 健康記録の更新と服薬管理
- ・ ご利用者の医療機関受診の同行と受診情報の共有
- ・ 災害時緊急連絡カードの更新・携帯(外出支援時)
- ・ S E C O M による施錠管理・監視カメラの設置
- ・ 警察署と連携した防犯訓練の実施
- ・ 緊急対応マニュアルの整備、緊急時対応の周知

6. 防災計画

- ・ 消防計画、防災マニュアル、感染対策指針、BCPの整備
- ・ 感染予防対策の継続
- ・ 安全な施設環境の整備及び消防計画に基づく施設内点検の実施
施設内を安全面と消防関連両方の側面から点検し、管理者と共有する
改善が必要な事象には速やかに対応する
- ・ 訓練の実施
避難訓練(2回) 消火訓練(1回) 消防署との合同訓練(1回)
感染症対策研修・訓練(年2回)
- ・ 消防設備の点検と消防署への届出(年2回)
- ・ 業務継続のための取り組み
BCP(業務継続計画)に基づく研修及び対応訓練を実施(年1回)
福祉避難所としての防災備蓄品の保管、管理

7. 経営組織

評議員選任解任委員会 3名	伊藤、新實、大橋(外部委員)
評議員会 評議員 7名	大庭、高崎、高橋、民谷、藤井、森、八幡
監事監査会 監事 2名	伊藤、新實
理事会 理事 6名	森岡、北口、中谷、西村、青木、吉田
理事長	森岡和彦
法人事務局長	森岡和彦
施設長	北口裕也
管理者会議	各部門長
部門別運営会議	管理者・主任・リーダー
部門別スタッフ会議	支援員・ヘルパー・世話人
課題別委員会	各部門委員

8. 苦情解決体制

- ・ 苦情解決責任者 施設長 北口裕也
- ・ 苦情受付担当者 各部門管理者 デイサービス 北口裕也
共同生活援助・短期入所 稲田幸司
ヘルパーステーション 佐藤康弘
計画相談支援 森岡和彦
- ・ 第三者委員 評議員 高橋一馬
評議員 民谷渉

9. 会議研修予定

時期	法人	所轄庁等
4 月	法人全体研修	
5 月末		【現況報告書】の届出依頼
		【法人役員等研修会】の開催案内
		【法人監査】の実施／未実施通知 (原則 3 年ごと)
5 月	監事監査の実施	
	理事会招集通知 (中 7 日間前まで)	
5 月 ～ 6 月	理事会(定時評議員会の中 14 日前まで) ①事業報告・明細書 ②計算書類・財産目録・附属明細書 ③理事長の職務執行状況報告 ④定時評議員会の日時・場所・議題等 ・新理事・監事候補者 (2 年ごと) ・新評議員候補者 (4 年ごと) ・評議員選任・解任委員、同委員会開催 (4 年ごと)	
	評議員会招集通知 (中 7 日間前まで) ・日時、場所、議題及び議案	
6 月	定時評議員会 ①事業報告・明細書 ②計算書類・財産目録 ・新理事・監事の選任 (2 年ごと)	
	理事会 (2 年ごと) ・新理事長・業務執行理事の選任 ※定時評議員会と同日開催の場合は 招集手続省略の同意 (又は決議省略)	
5 月 ～ 6 月	評議員選任・解任委員会 (4 年ごと) ・新評議員選任	
6 月末	資産の総額の登記期限	
	【社会福祉充実計画】申請期限 (残額ありの場合)	
	【現況報告書】届出期限 (WAM ネット)	
	【法人監査】監査周期の延長申告期限	

	【法人役員等研修会】視聴報告期限	監査結果（文書指摘）の公表
8 月	理事会 ・職務執行状況報告（3 箇月に 1 回以上）	法人監査（原則 3 年に 1 回）
1 1 月	理事会 ・職務執行状況報告（3 箇月に 1 回以上）	
2 月	理事会 ・次年度予算 ・事業計画 ・職務執行状況報告（3 箇月に 1 回以上）	

令和 8 年度事業計画については、事業計画の根幹となる部分のみを転載しているが、令和 7 (2025) 年度事業計画同様、事業部門別の事業計画、各委員会の事業計画も作成している。こちらは当法人ホームページにも掲載し、一般に供し、いつでも閲覧できるようにしている。

5，障害福祉サービスの運営

令和7年3月31日をもって、特定非営利活動法人障がい者はあとの会による福祉サービスの提供を廃止し、令和 7 年4月1日より、社会福祉法人はあとの会による各福祉サービスの提供を開始した。それに伴い、事業指定番号の変更が生じた。

- ・生活介護事業「デイサービスはあとの会」【事業指定番号2610681906】 定員20名
- ・短期入所事業「ショートステイはあとの会」【事業指定番号2610681880】 定員2名
- ・共同生活援助事業「はあとHome」【事業指定番号2620681425】 定員8名
- ・計画相談事業「相談支援はあとの会」【事業指定番号2630681621】 契約者20名
- ・居宅介護事業「ヘルパーステーションはあとの会」【事業指定番号2610681898】
- ・移動支援事業「ヘルパーステーションはあとの会」【事業指定番号2660614518】 契約者58名

・職員人事について

新規採用

- ・正職員3名（うち1名については非常勤職員からの正職員登用）
いずれもデイサービスはあとの会所属
- ・非常勤4名
はあとHome世話人 3名
事務職員 1名
- ・登録ヘルパー2名 の計9名を採用し、雇用契約を結んだ。

退職者

- ・正職員1名 …自己都合による退職

- ・嘱託職員1名 …自己都合による退職
- ・非常勤職員2名 …自己都合による退職
- ・登録ヘルパー2名 …懲戒解雇1名、契約期間満了による退職1名

人事異動

- ・2025年9月 人事異動辞令交付
- ・2025年10月 人事異動辞令交付

職員人事評価の実施

- ・2026年3月～全正職員25名の評価面談を実施。評価結果を4月以降の給与に反映する。

・管理者会議の開催

理事長と施設長の打ち合わせを毎月月初めに実施し、その内容の伝達と、各部門からの報告事項や抽出した課題の検討などを目的とし、毎月第3週目の木曜日に管理者会議を開催した。議長を施設長とし、各部門管理者がそれぞれ出席した。必要に応じて、臨時の管理者会議も開催し、各部門における運営上の問題に速やかに対応した。2025年度は年間13回を開催した。

・第三者評価の受審

以前、2022年度に初めてはあとの会で第三者評価を受審してから、今年で3年目となるため、また社会福祉法人としての初めての受審が必要であると考え、2025年11月21日(金)に京都社会福祉士会による第三者評価を受審した。結果については郵送で受け取り済みだが、評価機関のホームページ内での公表についてはまだ準備ができていない様子。公表され次第、当法人のホームページでも結果を公表する。評価結果については、最高評価をAとし、A～Cの三段階で評価される。前回の受審時より審査項目が増えていたが、前回受審時はC評価が7項目あったのに対し、今回は1項目と大幅に改善されている。また、A評価の数についても増えており、より良い法人運営に向け、適切に改善が進められているものと捉えられる。

・運営上における不適切事案の報告

・ハラスメント事案について

2025年12月5日、職員より、他職員よりハラスメント発言をされたと訴えがあった。その内容について、発言を受けた職員、発言をした職員、当日近くにいた職員にそれぞれ聞き取りを実施する。発言した本人がそういった発言があったことを認めたため、施設長と聞き取り内容を整理し、口頭注意処分とすることと決定した。今後ないようにと戒め、再発防止策として、ハラスメント防止のポスターによる啓発と、当該職員へ再度ハラスメントについての指導をした。

・虐待事案の発生について

2025年12月16日(火)、利用者支援中に、【利用者の頬をつねる】という支援員による不適切な支援事案が発生した。先に利用者につねられたため、「痛いということ

をわかってもらおうとつねり返した」とのこと。その行為は今までも同じ目的で何度かしていた、ということだった。すぐに事実確認と保護者様への謝罪、京都市へも12月26日に事案の報告をした。また、職員・利用者保護者・理事会へも事の経緯の説明と周知をしている。現在京都市から、虐待認定されるかどうかの返答待ちの状態が続いており、通知を受けたのち、本人への処分を決定する。

この件に関しては、再発防止策として以下のような対策を講じ、このような事態を二度と繰り返さないよう努める。

【具体的な再発防止策】

・本人への指導の徹底

虐待についての知識、支援についてのノウハウ、介護職員としての心構え、社会人マナーなど、基本的な部分から再度指導をする。

・研修内容の強化

虐待防止に関する基本的部分を含め、研修にてしっかり伝えられるよう研修内容を見直して実施する。基本的部分の資料は必ず用意するなど、再確認、振り返りにも力を入れた内容とし周知徹底する。

・利用者様の特性の周知、支援方法の伝達

利用者様の特性、支援方法について、過去事例やモニタリング、アセスメントを参考にしながら、実際の支援に入る前にしっかり指導する。

・支援方法の見直し

二人介護の利点を最大限活かせるよう、当日の利用者様の状態をみて、相性の良い職員メインで支援を進めたり、過去の事例、状況分析などによりその原因を考察し、不安要素を取り除き、二人で支援を分担しながら他害行為につながりにくい支援を心掛けるよう指導する。

・職員への周知と相互チェック

今回の件を職員に周知し、自己の支援の振り返りの促しと職員それぞれがお互いの支援で不適切な部分がないか、チェックをしながら支援を実施する。

・OJTによる再指導

先輩職員が支援に同行し、支援方法や対応方法を再度指導する。

・管理者による定期的な面談とフォロー

職員本人も落ち込み、モチベーションの低下やメンタル不調、それによる体調不良などが現れることも想定されるため、管理者、先輩職員等まわりの職員がフォローする。また、普段よりコミュニケーションを取り、悩みの聞き取りや職員の心身の健康状態の維持に努め、より良いサービス提供ができるようサポートする。

6. 情報発信

広報紙「たんぽぽ」の年4回の発行を継続。VOL. 55令和7年4月号、VOL. 56令和7年7月号

VOL. 57令和7年10月号、VOL. 58令和8年1月号を製作し発行した。内容についても今までの雰囲気崩さず、少しずつデザインの刷新を試みている。法人ホームページにおいては、情報公開が必要な資料を速やかに公開し、一般の閲覧に供するとともに、法人内の行事や取組など常に新しい情報を発信し、当法人の魅力を伝えることに注力した。ワムネット「福祉サービス情報公開システム」の情報も更新し、地域の福祉資源としての情報公開にも努めている。

7、地域交流活動

ヘルパーステーションはあとの会事務所にて開催している、「はあとミニフリマ」を毎月継続して開催した。客数や物品の品揃えなどはその時々によってばらつきがあるが、法人の地域交流事業として定着してきている。同地域にある、日本いのちの花協会とも交流の機会をつくり、令和7年度においては園芸活動を協働で年4回実施した。また地域で実施されている、左京ボラ祭り、ふれあい祭り等に出展し、交流事業・社協のイベント(すこやかサロン・ほほえみの会)の地域清掃活動などにも寄与した。

8、各部門及び委員会活動事業報告

各部門と委員会活動における事業報告書については、附属明細書として添付する。

9、総括

令和7年度の社会福祉法人はあとの会の組織運営は、社会福祉法人として、年間を通して初めての運営だったこともあり、特に組織運営、経営面に関しては手探りの中進めてきた部分も多かった。途中、第2グループホームの事業計画を実行に移していく中で、その手順や段取りなどに戸惑うこともあったが、役員および職員をはじめ、関係各位の協力により、時間をかけつつも必要な準備を順次こなしていくことができた。

また、法人監査、行政による監査も経験し、組織体制を整え、経営状況も良好な状態を維持することができ、大きく前に進めた一年だったように思う。

令和8年度の事業計画でも重きをおいている、第2グループホームの事業計画については次年度も継続して取り組んでいくことになるが、より良い施設の完成を目指し、役員やご利用者とその保護者、職員が一丸となり、気を緩めず注力していきたい。事業運営においても、利用者満足度を高めることを追求し、職員のキャリアアップや働きがい、より良い職場環境の形成を図り、地域に根付いた事業所として、安定的な運営ができるよう努めていく所存である。